

青森県報

号外第七十九号

平成二十二年
十月十五日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
施行条例の一部を改正する条例……………
青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条
例……………

(警察本部) …… 二

(構造政策課) …… 二

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「又は第二号」を「若しくは第二号の営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第五条に規定する同項第六号」に改める。

第十三条第一号中「又は第二号」を「若しくは第二号の営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第五条に規定する同項第六号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条例

青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例（平成十二年三月青森県条例第七十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭